

議案第 1 1 1 号

川崎市平和館条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市平和館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市平和館条例の一部を改正する条例

川崎市平和館条例（平成 3 年川崎市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 施設使用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 施設使用料

種 別	金 額			
	午 前	午 後	夜 間	全 日
	9時～12時	1時～5時	6時～9時30分	9時～9時30分
屋 内 広 場	4,470円	6,160円	8,390円	19,020円
第 1 会 議 室	780円	1,230円	1,560円	3,570円
第 2 会 議 室	1,000円	1,450円	2,010円	4,460円
第 3 会 議 室	330円	550円	780円	1,660円
研 修 室	440円	670円	890円	2,000円
控 室	890円	1,230円	1,670円	3,790円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に使用許可を受けている者の当該使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

平和館の使用料を改定するため、この条例を制定するものである。